

○工事監理業務契約書についての一部改正について

<p style="text-align: center;">改 正 今般改正 (平成24年3月23日国空予管第459号)</p>	<p style="text-align: center;">現 行 制定 (平成22年10月29日国空予管第630-2号)</p>
<p>工事監理業務契約書</p> <p>(中略)</p> <p>(発注者の解除権) 第31条 (第1項は略)</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務料の10分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>工事監理業務契約書</p> <p>(中略)</p> <p>(発注者の解除権) 第31条 (第1項は略)</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>